

平成27年度「女性のための政策参画セミナー in 神崎市」を開催しました

連続セミナー みんなでつくり「元気なまち」を～身近なことからはじめよう～

平成27年度「女性のための政策参画セミナー」は、5市町との共催でそれぞれ2回の連続セミナーを開催し、公開講座を2月に予定しています。

今回は、神崎市と共催で、神崎市男女共同参画推進ネットワーク・神崎市地域婦人連絡協議会の協力のもと神崎市中央公民館で開催したセミナーの様子を紹介します。

第1回「私たちの声で“まちづくり”」講師：池田宏子さん(佐賀女子短期大学非常勤講師)

開催：11月13日(金)10時～12時

第1回のセミナーの講師は、佐賀女子短期大学非常勤講師の池田宏子さん。池田さんは、私たちの暮らす市をよりよいものにするには、市民の代表である市議会や役所の役割も大切だが、『市民からの直接の声』が必要だと述べられました。

その声は、選挙での投票はもちろん、審議会等での市民の意見。ですから、もし審議会等の委員にと声がかかったら、「はい、私でよければ喜んで。」と引き受けてほしい。声が掛かるということは、それが他の誰でもなく「あなた」だからと話されました。そして、次の一步は、会議の中で1回は発言すること。行政のことに詳しくなくても大丈夫。一般市民の意見を求められているのだから、思ったことを口に出し、分からなければ質問をする。何より大切なのは問題に真摯に向き合う姿勢だと述べられました。



セミナーの受講者からは、「女性も意見を自分の思いを伝えた方が、より住みやすい環境を作っていくと思う。」「発言することの重要性が理解できた。社会の中で、何も発言することなく傍観していることは、つまらないことと思うようになった。自分の活かし方について考えてみたい。」などの感想が寄せられました。

第2回「想いを伝えて～あなたも一緒に政策参画～」講師：盛 泰子さん(伊万里市議会議長)

開催：11月26日(木)10時～12時

第2回のセミナーの講師は、今年(平成27年)4月、県内初の女性市議会議長となった盛泰子さん。結婚を機に夫の勤務先だった伊万里市で暮らすようになり、娘さんが誕生し「この子の故郷となる伊万里へ目を向けよう!」と、図書館づくりの市民運動に参加したことがきっかけで、伊万里市議会議員(現在7期目)となったそうです。

盛さんは、政策参画とは、こうだったら良いのを実現する事で、それは口に出してこそ伝わります。皆さんは、家庭・PTA・自治会・総会など様々な場面で“発言”していますか?と参加者に問いかけました。

そのためには発言・想いを表現する訓練が必要だと述べられ、後半はクロスロードゲームを行いました。クロスロードとは岐路・分かれ道という意味で、設問に対して各自がYesかNoのカードで自分の意見を示します。正解はなく、なぜそのように考えたのかについて、参加者同士で意見交換することで、自分とは異なる意見や価値観の存在に気づくことができるゲームです。参加者からは「クロスロードゲームは、大変興味深く、今後いろいろな場で活用していきたいと思った。学校現場で子どもたちにも利用できるのではないかと思います。」等の感想が寄せられました。



最後に、審議会の委員などに声がかかったら、「私でよければ」と引き受けてほしい。そして、政策参画の行きつく先は議員になること。機会があれば是非立候補して欲しいと、参加者に呼びかけられました。

ご案内

女性のための政策参画セミナー公開講座 「女性の参画が地域を変える～今こそ届けよう！ワタシたちの声～」


- 講師 吉廣 啓子 さん（福岡県京都郡 苅田町長）
 - 日時 平成28年2月7日（日）13時30分～15時30分
 - 会場 神崎市千代田支所 2階2-2会議室（神崎市千代田町直鳥166-1）
- ★詳しくは [こちら.pdf\(1364KB; PDFファイル\)](#)をごらんください



[<<戻る](#)

[↑このページの上部へ](#)

アバンセ 佐賀県立男女共同参画センター
佐賀県立生涯学習センター

 [アクセス・交通機関のご案内](#) ▶

 [お問い合わせ/ご意見/ご要望](#) ▶

アバンセ
佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター

〒840-0815
佐賀県佐賀市天神三丁目2-11(どんどんの森内)
TEL:0952-26-0011 FAX:0952-25-5591

【指定管理者】公益財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団

Copyright (C) 2011 Avance All rights reserved

開館時間

火曜～土曜日：8時30分～22時00分
日曜・祝日：8時30分～17時00分
(ホールは22時00分まで)

休館日

毎週月曜日(祝日も含む)
12月29日から翌年1月3日まで